固定資産台帳の概要

1 令和5年度末公表の固定資産台帳の対象

令和5年12月31日現在の固定資産台帳について、以下の資産種別に分けて整備しています。

- (1) 事業用資産(庁舎、学校、住区センター等)の土地/建物/工作物※1
- (2) インフラ資産(道路、橋梁、公園等)の土地/建物/工作物※1
 - **※**1 工作物: 柵、フェンスなど
- (3) 事業用資産及びインフラ資産の建設仮勘定※2
 - ※2 建設仮勘定:公共施設の建設工事など、設計から工事の完了までに2年以上の期間を要する案件は、一時的に「建設仮勘定」科目に積み上げ、工事完了後に「本来の勘定科目(建物等)」に振り替えています。
- (4) 税抜き 100 万円以上の物品
- (5) 契約総額が300万円以上のリース物品
- (6)無形固定資産(ソフトウェア、著作権)
- (7)投資及び出資金

2 参考(資産に関する各台帳の違い)

(1) 対象範囲

【ア 固定資産台帳】

「公有財産台帳」と「備品台帳の税抜き100万円以上の物品」に加えて、以下①~⑦を追加した資産を掲載

- ①道路(土地、舗装)、橋梁
- ② 建物の大規模改修費
- ③ 公園の全体整備費
- ④ 建設仮勘定
- ⑤ 契約総額が300万円以上のリース物品
- ⑥ 無形固定資産
- ⑦ 投資及び出資金

【ウ 備品台帳】

税抜き 100万円未満の物品 税抜き 100万円以上 の物品

【イ 公有財産台帳】

①土地

(道路以外の庁舎、学校、公園等)

- ② 建物
- ③工作物(柵、ベンチ等)

(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の金額の違い

固定資産台帳の	① 固定資産台帳の取得価額は、購入時の金額。
取得価額	ただし、公会計制度開始前の平成 19 年度以前の土地取得価額
	は、固定資産税評価額(時価の 70%設定)のため、公有財産台帳よ
	りも低い額となっている。
	② 取得後に資産の再評価を行わない。
	③ 設計費等の付随費用を含む。
公有財産台帳の	① 公有財産台帳の取得価額は、購入時の金額。
評価額	② 取得後に資産の再評価を行う (3年ごと)。
	③ 設計費等の付随費用は含まない。